

## サツマイモ害虫の侵入警戒の取り組みについて

### <概 要>

これまで、県内での発生事例はありませんが、発生した場合にサツマイモの栽培や移動が禁止されるなど、甚大な経済被害を及ぼす恐れがあるサツマイモ害虫（アリモドキゾウムシ）に対して、県では、万一の侵入に備え、平成25年度よりフェロモントラップ（※1）による細密調査を行っています。

県内サツマイモほ場110か所において、平成27年7月7日から8月10日まで調査を実施したところ、アリモドキゾウムシは1頭も確認されず、県内への侵入は認められませんでした。

県としては引き続き、地域全体でサツマイモ害虫の侵入警戒に取り組み、「なると金時」産地を守ってまいります。

### サツマイモ害虫の侵入警戒の取り組み概要（**太字**は平成25年度からの取組）

- (1) 県によるフェロモントラップ調査（アリモドキゾウムシ対象）  
定期調査（6/1～10/30 5か月間） 5か所  
**細密調査（7/7～8/10 約1か月間） 110か所**
- (2) 県による見取り調査（※2）  
（アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ対象 9/30） 5か所
- (3) **生産者及び地域住民による発見、発見後の県への連絡の徹底**
- (4) **生産者及び地域住民に対する発生地からのサツマイモ持込禁止の徹底**

（※1） フェロモントラップとは、フェロモン（誘引物質）で周りの虫を集め、捕らえるトラップのことです。また、110か所の内訳は、鳴門市65か所、徳島市23か所、松茂町19か所、北島町3か所です。

（※2） イモゾウムシの調査は、イモやイモヅルの見取り（食害を受けたイモを発見）により行います。